

事業者向け

『インボイス制度導入による影響とその対応について』

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、即実践いただく事が出来る内容となっています。

■日時：令和3年11月16日火

14:00~16:00

■会場：池田町商工会館

〒503-2425
岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1
TEL 0585-45-8000

■講師：三浦陽平氏

公認会計士
税理士
行政書士
登録政治資金監査人



『インボイス制度』とは・・・

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『インボイス』とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

池田町商工会 行

FAX 0585-45-8186

TEL 0585-45-8000

申込締切日：11月10日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

池田町商工会

〒503-2425 岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1

電話：0585-45-8000 FAX：0585-45-8186

主催：岐阜県商工会連合会（この事業は制度改正に伴う専門家派遣等事業として開催します）

共催：池田町商工会、池田町青色申告会